

○総務省令第三十号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第一百十九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の八を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回

線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。）を使用するもの

第一条の九の九第三項第一号中「法人の株主等」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第二条の四第二項ただし書中「に規定する」を「による」に改め、「七年」の下に「（当該退職手当等が所得税法施行令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金に該当する場合には、十年）」を加える。

第二条の五の三第一項ただし書を削る。

第三条第一項の表(二)中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五

条の十三」に改め、同表(五)中「第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第五項」を「第九条の七第二十七項並びに第九条の七の二第五項及び第六項」に改める。

第三条の二第一項中「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項）を「第九条の七第四項及び第二十六項並びに第九条の七の二第三項（同条第四項）に改め、同項第一号イ及び第二号中「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項」を「第九条の七第四項及び第二十六項並びに第九条の七の二第三項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十五項」を「第九条の七第十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第八項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に改め、同項第四号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第十項各号」を「同条第八項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第十項各号」を「同条第八項各号」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十五項」を「第九条の七第二十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十八項」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に改め、同項第四号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十八項」に、「同条第二十二項各号」

を「同条第二十項各号」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に改め、同条第四項中「第九条の七の二第一項」を「第九条の七の二第二項」に、「第九条の七第二十五項」を「第九条の七第二十三項」に改め、同条第五項中「第九条の七第二十九項」を「第九条の七第二十七項」に改め、同項第一号中「又は第七項」を「又は第五項」に、「第九条の七第七項」を「第九条の七第五項」に改め、同項第二号中「第九条の七第十九項」を「第九条の七第十七項」に改め、同条第六項中「第九条の七の二第四項」を「第九条の七の二第五項」に改め、同項ただし書五項」に改め、同条第七項中「第九条の七の二第四項」を「第九条の七の二第五項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「同条第二項」に、「第九条の七第十九項」を「第九条の七第十七項」に改め、同条第八項及び第九項中「第九条の七の二第五項」を「第九条の七の二第六項」に改める。

第三条の十三の三第三項第一号中「法人の株主等」の下に「（法第七十二条の四十三第四項第三号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第七条の二の九第二項第一号中「次条第一号」を「次条第二項第一号」に改め、同項第二号中「次条第二号」を「次条第二項第二号」に改める。

第七条の三の四第一項中「親子関係形成支援事業」の下に「、乳児等通園支援事業」を加える。

第八条の三十一第一項第二号イ中「免税軽油」を「法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（第八条の三十二から第八条の三十九までにおいて「免税軽油」という。）」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「免税軽油使用者証」を「法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証（以下この条及び次条において「免税軽油使用者証」という。）」に改める。

第八条の四十一第一号ニ中「炭化水素油」を「法第四百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（以下この条から第八条の四十八までにおいて「炭化水素油」という。）」に改める。

第十条第一項の表(六)中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表(九)中「第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項」を「第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項」に改める。

第十条の二第一項の表(二)中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表(五)中「第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項」を「第四十八条の十三第二十八項並びに第四十八条の十三の二第五項及び第六項」に改める。

第十条の二の六第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項

（同条第三項）を「第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項（同条第四項）に改め、同項第一号イ及び第二号中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三第五項及び第二十七項並びに第四十八条の十三の二第三項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十四項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に、「同条第十一項各号」を「同条第九項各号」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十四項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第十九項」に、「同条第二十項」を「同条第十八項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第十九項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十一項各号」に、「同条第二十項」を「同条第十八項」に改め、同条第四項中「第四十八条の十三の二第一項」を「第四十八条の十三の二第二項」に、「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十四項」に改め、同条第五項中「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の

十三第二十八項」に改め、同項第一号中「第八項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第二十項」を「第四十八条の十三第十八項」に改め、同条第六項中「第四十八条の十三の二第四項」を「第四十八条の十三の二第五項」に改め、同条第七項中「第四十八条の十三の二第四項」を「第四十八条の十三の二第五項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「同条第二項」に、「第四十八条の十三第二十項」を「第四十八条の十三第十八項」に改め、同条第八項及び第九項中「第四十八条の十三の二第五項」を「第四十八条の十三の二第六項」に改める。

第十条の七の三第十一項中「及び児童育成支援拠点事業」を「児童育成支援拠点事業及び乳児等通園支援事業」に改める。

第十一条の二第一項第一号ハ及び同項第四号ニ中「第十九条の四第二項又は第二十条第一項」を「第十九条の七第一項又は第二十二條第一項」に、「届出をして」を「登録を受けて」に改める。

第十五条の十五の見出し及び同条中「第四百六十三條の十五第一項第一号ニ」を「第四百六十三條の十五第一項第一号ホ」に改める。

第二十四条の四十の見出しを「(特定書面等行政機関宛通知及び特定書面等以外行政機関宛通知)」に改

め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に、「以下同じ」を「第一号において同じ」に、「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以外行政機関宛通知」に、「次に定める基準に従つて」を「情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより」に改め、同項各号を次のように改める。

一 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等行政機関宛通知又は特定書面等以外行政機関宛通知を行うときに通知すべきこととされている事項（次号及び第三号において「通知事項」という。）を送信すること。

二 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

第二十四条の四十の次に次の一条を加える。

（特定納税者等宛通知等）

第二十四条の四十の二 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する総務省令で定める地方税関係通知は、次に掲げる通知（これらに附属する通知を含む。）とする。

一 自動車税の種別割に係る法第七百七十七条の十一第二項の納税通知書

二 固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる通知

イ 法第三百六十四条第二項又は第七項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合又は法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の納税通知書

ロ 法第三百六十四条第三項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の課税明細書

ハ 法第四百十七条第一項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の通知

三 軽自動車税の種別割に係る法第四百六十三条の十八第二項の納税通知書

2 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同

条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。

3 地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。

二 申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者の使用に係る電子計算機に送信されること。

第三十一条の十中「（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）」を削る。

附則第二条の九第一項中「第四十五条の二十一の十第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十四第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の八第一項」を「第四十五条の二十一の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二十一の十三第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十七第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の十一第一項」を「第四十五条の二十一の十五第一項」に改め、同条第三項中「電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項」を「電気事業法第二十七条の二十九の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十五条の二十一の十第一項」を「第四十五条の二十一の十四第一項」に、「第四十五条の二十一の十三第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改める。

附則第三条の二の二十二を削り、附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十二とし、附則第三条の二の二十四を附則第三条の二の二十三とする。

附則第四条の見出し中「附則第十条」を「附則第九条の三」に改め、同条第一項中「附則第十条第三項」

を「附則第九条の三第三項」に改め、同項第一号中「附則第十条第十七項」を「附則第九条の三第十七項」に改め、同条第三項中「附則第十条第五項」を「附則第九条の三第五項」に改め、同条第四項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「附則第十条第七項」を「附則第九条の三第七項」に改め、同条第八項中「附則第十条第九項」を「附則第九条の三第九項」に改め、同条第九項中「附則第十条第十二項」を「附則第九条の三第十二項」に改め、同条第十項及び第十一项中「附則第十条第十四項」を「附則第九条の三第十四項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十六項」を「附則第九条の三第十六項」に改め、同条第十四項中「附則第十条第十八項」を「附則第九条の三第十八項」に改め、同条第十五項中「附則第十条第二十一項」を「附則第九条の三第二十一項」に改める。

附則第四条の二から第四条の六までを次のように改める。

(葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法)

第四条の二 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱すること
は、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。)を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することに

よるものとする。

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第四条の三 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

一 葉たばこ

二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四条の四から第四条の六まで 削除

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第三項」を「附則第十条の二の二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に改め、同条第四項から第九項までの規定中「附則第十条の二の二第八項の表」を「附則第十条の二の二第九項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第四条の八の二 法附則第十二条の二の七の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証の番号

四 製造を行う場所

五 製造を行う期間の初日及び末日の年月日

2 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附

則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二 前号に掲げるもののほか、当該道府県知事が当該届出書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

3 法附則第十二条の二の七の二第四項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

4 法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 引取りを行つた法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（次号及び第三号において「免税軽油」という。）の数量及び引取りを行つた年月日並びに引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡し

を行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二 各月末日における免税軽油の在庫数量

三 消費又は給油した免税軽油の数量及び消費又は給油の年月日

四 製造を行つた年月日

五 製造を行つた場所

六 製造に使用した軽油以外の法第一百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（次号、次項及び第八項において「炭化水素油」という。）の性状及び数量

七 製造した炭化水素油の性状及び数量

5 法附則第十二条の二の七の二第五項の規定により帳簿を記載する場合において、前項第四号から第七号までに掲げる事項を記載することが困難であるときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、鉄道用車両又は軌道用車両の動力源の燃料として消費又は給油した軽油以外の炭化水素油の数量及び消費又は給油の年月日を記載することができる。

6 法附則第十二条の二の七の二第六項の規定による通知は、第一項各号に掲げる事項について行うものと

する。

7 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る附則第四条の七第十項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量 (その事実がない場合には、その旨)	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量 (その事実がない場合には、その旨) 八の二 製造を行つた年月日 八の三 製造を行つた場所 八の四 製造に使用した軽油以外の法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油（次号において「炭化水素油」
-----	--	---

第二項	第十六号の三十様式	第十六号の三十の三様式
		<p>という。)の性状及び数量</p> <p>八の五 製造した炭化水素油の性状及び数量</p>

8 法附則第十二条の二の七の二第七項の規定により読み替えて適用する法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十七第一項の規定により同項に規定する報告書を提出する場合において、その提出する報告書に、前項において読み替えて準用する第八条の三十九第一項第八号の二から第八号の五までに掲げる事項を記載することが困難なときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、軽油以外の炭化水素油（鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するものに限る。）の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）を記載することができる。

附則第四条の十一第八項及び第九項を削り、同条第十項中「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示」を「総務省令で定める技術基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（附則第五条の二において「細目告示」という。）」

に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十一項を第九項とし、第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に、「を搭載」を「（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。）を搭載」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第十二条の二の十三第七項」を「附則第十二条の二の十三第五項」に改め、同項第二号中「から第六項までの規定の適用を受けようとする場合」を「の規定の適用を受けようとする場合」に改め、「（同条第四項及び第五項に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）」を削り、同号イ中「から第六項まで」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を同条第十四項とする。

附則第六条中第九十六項を第百一項とし、第九十五項を第百項とし、第九十四項を第九十九項とし、同条第九十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第九十一項を同条第九十六項とし、同条第九十項第二号中「附則第十五条第四十四項」を

「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

93 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 法附則第十五条第四十三項に規定する雇用者給与等支給額の引上げの方針

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

（政令附則第十一条第四十六項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

94 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。

附則第六条第八十八項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十一項第二号」を「附則第十五条第四十項第二号」

に改め、同項を同条第九十項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十一項第一号」を「附則第十五条第四十項第一号」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十三項第一号」を「附則第十一条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第七十五項を削り、同条第七十四項を次のように改め

る。

74 政令附則第十一条第三十六項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 市民緑地が設置される前に比して都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）第二十五条に規定する緑化施設の面積が増加すること。

二 市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備が新たに整備されること。

三 市民緑地の利活用の促進のための行事等が実施されること。

四 地域住民等が主体となつて又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携して管理運営が行われること。

五 その他緑地の量的拡充又は質的向上に資する取組（その効果を確認できるものに限る。）が実施されること。

附則第六条第七十四項を同条第七十八項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第三十六項第一号」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十二項を同条第七十五項とし、同

項の次に次の一項を加える。

76 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

附則第六条中第七十一項を第七十四項とし、第七十項を第七十三項とし、第六十九項を第七十項とし、同項の次に次の二項を加える。

71 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、協働防護計画作成事業に係る補助とする。

72 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条中第六十八項を第六十九項とし、第四十二項から第六十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十一項中「第四十五項第一号」を「第四十六項第一号」に、「第四十三項第二号」を「第四十四項第二

号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十五項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十二項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項第二号イ中「要件」の下に「（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）」を加え、同号イに次のように加える。

(3) 当該代替車両又は当該非代替車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4) 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

附則第六条第三十三項第二号ロ中「要件」の下に「（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）」を加え、同号ロに次のように加える。

(3) 当該車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4) 当該車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

附則第六条中第三十三項を第三十四項とし、第二十六項から第三十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費」を「クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第十八項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十七項の次に次の一項を加える。

18 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める廃棄物処理施設は、焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）とする。

附則第六条に次の一項を加える。

102 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、土工、土留擁壁、橋りよう

(架け替えられたものを除く。)、落石覆い等設備及びこれらに関連する施設であつて次に掲げる線区に存するものうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

一 一日当たりの片道断面輸送量が一万人未満の線区

二 一日当たりの片道断面輸送量が一万人以上十五万人未満の線区(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項第一号に掲げる者が事業の用に供する線区を除く。次号において同じ。)

三 一日当たりの片道断面輸送量が十五万人以上の線区であつて、貨物運送を行う列車又は運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送を行う列車が運行する線区

附則第七条の三及び第七条の四を削る。

附則第七条の五の見出し中「附則第十二条の六第四項第一号」を「附則第十二条の四第四項第一号」に改め、同条第一項中「附則第十二条の六第四項第一号イ」を「附則第十二条の四第四項第一号イ」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の六

第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の六第四項第一号ロ」を「附則第十二条の四第四項第一号ロ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の六第七項第二号ロ」を「附則第十二条の四第七項第二号ロ」に改め、同条第四項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項第二号中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第五項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項の表第一号イ中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同号ロ中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同表第二号中「令和五年度又は令和六年度又は令和七年度又は令和八年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度又は令和六年度又は令和七年度又は令和八年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同表第三号中「令和五年度又は令和六年度又は令和七年度又は令和八年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第六項中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第七項中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第八項中

「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同条第九項中「附則第十六条の四第八項」を「附則第十六条の二第八項」に改め、同項の表第四項各号列記以外の部分の項及び第四項第一号の項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に、「附則第十六条の四第八項」を「附則第十六条の二第八項」に改め、同表第四項第二号の項中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第六項」に改め、同表第五項の表以外の部分の項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に、「附則第十六条の四第八項」を「附則第十六条の二第八項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が令和二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨

を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第七条の五を附則第七条の三とする。

附則第八条の四の二を附則第八条の四の四とし、附則第八条の四の次に次の二条を加える。

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第八条の四の二 法附則第三十条の三第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規

定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第八条の四の三 法附則第三十条の三第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 葉たばこ
- 二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物
- 三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

附則第十二条の三第四項を削る。

附則に次の一条を加える。

（二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例）

第三十条 法附則第七十八条第一項第三号ロに規定する総務省令で定める外国法人は、同号イに規定する公式参加者の同号ロに規定する博覧会関連業務を行う同号に規定する外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。）の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として同項第二号に規定する博覧会協会に対して通知されたものとする。

2 政令附則第四十条第十項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）を含む。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を直接又は間接に保有

する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

3 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

4 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資

者をいう。以下この号及び次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が前項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。） 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

5 第三項の規定は、第二項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

6 政令附則第四十条第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業（法附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に勤務する者、同項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く。）、行事の実施に係る事業（同項第三号に規定する参加国等又は同項第五号に規定する参加者が入場料金を設定するものに限る。第九項において同じ。）その他営利を目的とする事業とする。

7 法附則第七十八条第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

8 法附則第七十八条第十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋及び償却資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた家屋及び償却資産とする。

9 政令附則第四十条第十七項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業（法附則第七十

八条第一項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く。）、行事の実施に係る事業その他営利を目的とする事業とする。

第五号の十四様式を次のように改める。

第五号の十四様式 挿入

第五号の十四の二様式を次のように改める。

第五号の十四の二様式 挿入

第十六号の十二様式を次のように改める。

第十六号の十二様式 挿入

第十六号の十六の二様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の十六の三様式 挿入

第十六号の三十の二様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の三十の三様式 挿入

第十六号の四十三様式を次のように改める。

第十六号の四十三様式 挿入

第三十三号の四様式記載要領を次のように改める。

第三十三号の四様式記載要領 挿入

第三十三号の四の二様式を次のように改める。

第三十三号の四の二様式 挿入

第三十三号の五様式を次のように改める。

第三十三号の五様式 挿入

第三十四号様式を次のように改める。

第三十四号様式 挿入

第四十四号様式別表二記載要領1中「若しくは第32条の4（事業所税の非課税の範囲）」を「第32条の4若しくは第78条第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の四第二項ただし書の改正規定及び第二条の五の三第一項ただし書を削る改正規定並びに第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

二 第三条第一項の表(二)の改正規定(「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める部分に限る。)並びに第十条第一項の表(六)及び第十条の二第一項の表(二)の改正規定並びに附則第四条から第四条の六までの改正規定及び附則第八条の四の二を附則第八条の四の四とし、附則第八条の四の次に二条を加える改正規定 令和八年四月一日

三 第二十四条の四十の見出し及び同条第三項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定 令和九年四月一日

四 附則第二条の九の改正規定 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和

七年六月六日)

五 附則第四条の七の改正規定並びに附則第四条の八第二項及び第三項の改正規定 地方税法及び地方税

法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

六 附則第六条第七十項の次に二項を加える改正規定 港湾法等の一部を改正する法律(令和七年法律第

号)の施行の日

七 附則第六条第十七項の次に一項を加える改正規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日

八 第一条の八の改正規定及び第三十一条の十の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(次項、第三項及び次条において「新規則」という。)

第二条の四第二項ただし書の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。)について受理す

る同法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について受理したこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第二条の五の三第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、令和八年一月一日以後に支払うべき退職手当等について地方税法第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等についてこれらの規定により提出し、又はこれらの規定により交付したこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後の年度の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下この項において「海上運送法改正法」という。）附則第六条第一項の規定により引き続き対外旅客定期航路事業を営むことができる場合においてはその者を海上運送法改正法第三条の規定（海上運送法改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下この項において「新海上運送法」という。）第十九条の七第一項の登録を受けた者と、海上運送法改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においてはその者を新海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者と、それぞれみなして、新規則第十一条の二第一号ハ又は同条第四号ニの規定を適用する。

3 新規則附則第六条第三十四項の規定は、この省令の施行の日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、同日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省

令（昭和四十四年 大蔵省 自治省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第九条の七第二十九項又は第四十八条の十三第三十項」を「第九条の七第二十七項又は第四十八条の十三第二十八項」に改める。